

# 第4期伊勢崎市地域福祉計画策定業務委託プロポーザル参加要領

## 1 趣 旨

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより地域住民を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化している状況である。このような様々なニーズに対して、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民、関係団体、行政、社会福祉協議会などが、支え合い・助け合いの取り組みを地域全体で推進していくこと」が求められる。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定した「第3期伊勢崎市地域福祉計画」の計画期間が令和6年度末に満了することから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第4期伊勢崎市地域福祉計画」を策定するための業務を委託する業者を適正かつ公正に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式で、業者選定委員会の採点審査により委託業者を決定することから、本業務委託に関するプロポーザル参加業者を募集するものである。

## 2 業務委託の内容

- (1) 現状把握
- (2) 住民意識調査
- (3) 地区懇談会実施運営支援
- (4) 団体ヒアリング運営支援
- (5) 会議等運営支援
- (6) 基本理念、施策の体系等の検討
- (7) 計画作成
- (8) パブリックコメントの実施支援
- (9) 成果品の印刷

## 3 業務委託の基本的条件

- (1) 業務実施に対する基本的な考え方

本プロポーザル参加要領に準拠すること。

- (2) 成果品（使用ソフトはエクセル及びワードとする）

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| ① 調査報告書（製本）                  | 50部    |
| ② 会議議事録、地区別懇談会議事録、団体ヒアリング議事録 | 2部     |
| ③ 第4期伊勢崎市地域福祉計画書             | 300部   |
| ④ 第4期伊勢崎市地域福祉計画書概要版          | 3,000部 |
| ⑤ 上記①～④の電子データ（CD-ROMに記録）     | 2枚     |

## 4 契約期間等

### (1) 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

ただし、契約は単年契約とする。

### (2) 契約締結予定

本契約の締結日については、以下のとおりとする。

- ・令和5年度 8月下旬（予定）
- ・令和6年度 令和6年4月1日（月）

## 5 見積限度額

8,371,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、上記の金額は令和5年度分と令和6年度分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりとする。

- ・令和5年度 4,521,000円
- ・令和6年度 3,850,000円

## 6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしうる者であること。

- (1) 参加要領に基づき、先進的かつ実現性ある内容を積極的に企画提案できる能力を有していること。
- (2) 長期的な視点に立った解析・分析能力及び応用力を有していること。
- (3) 業務担当者の専門知識及び業務執行能力に優れていること。
- (4) 折衝・調整（コーディネート）能力及び合意形成能力に優れていること。
- (5) 情報収集・活用能力に優れていること。
- (6) 地域特性への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。
- (7) 市民ニーズの把握や会議運営におけるマネジメント能力に優れていること。
- (8) 令和5年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有し、県内あるいは関東地区に本社又は支社があること。

## 7 提出書類

- (1) 企画提案書（A4版両面印刷、縦づかい、横書き、書式は自由）
- (2) 見積書（書式は自社様式で可）
- (3) プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- (4) 業務実績等調書（様式第2号）
- (5) 配置予定者調書（管理責任者・担当者）（様式第3号・第4号）
- (6) 業務実績として記載した業務に係る契約書の写し

## 8 企画提案書への記載事項

- (1) 本参加要領を踏まえた策定にあたっての考え方（提案の独創性、先進性、実現性）
- (2) 地域実態や行政課題を把握し調査分析する手法、さらに課題解決と構想策定への応用
- (3) 市民ニーズの把握（アンケート調査の分析等）、利用者・関係機関等へのヒアリング、さらにそれらの集約と分析手法
- (4) 業務執行体制について（配置予定者の業務経歴、実績、資格及び能力）
- (5) 調査業務への支援体制（技術支援、会議コーディネート、利用者ヒアリング、調整など）
- (6) 業務完了までの計画工程

## 9 書類の提出方法

- (1) 提出期限 令和5年5月19日（金）必着とする。
- (2) 提出方法 午前9時00分から午後5時00分までの間に事務局へ持参（ただし、土日祝日を除く。）又は郵送（書留郵便等）とする。  
※提案書の受付順でプレゼンテーションの順序を決定する。
- (3) 提出部数 10部

## 10 スケジュール

実施内容	日程
参加要領・仕様書の公表（市HPに公開）	令和5年4月17日（月）
質問書提出期限	令和5年4月28日（金）午後5時まで
質問書回答	令和5年5月11日（木）までに実施
書類の提出期限	令和5年5月19日（金）午後5時まで
企画提案（プレゼンテーション）	令和5年6月29日（木）
選定結果の通知	令和5年7月12日（水）頃を予定
契約締結	令和5年8月下旬頃を予定

### 11 参加要領に対する質疑応答について

事務局への質疑は質問書（様式第5号）により提出することとする。

提出についてはメールのみとし、4月28日（金）午後5時を締め切りとする。

事務局からの回答は、5月11日（木）までに全社宛に送信する予定。

メールアドレス：[f-shakai@city.isesaki.lg.jp](mailto:f-shakai@city.isesaki.lg.jp)

## 1 2 業者選定委員会について

地域福祉計画策定業務の実施に向け、委託業者を適正に選択するため業者選定委員会を構成し、企画提案のプロポーザルによる採点審査を行い、委託契約を締結する業者を選定する。

## 1 3 審査及び結果の発表

次の（１）～（７）の項目により業者選定委員会が採点・審査を行い、後日審査結果を発表する。また、企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。

- （１）企画提案の内容
- （２）地域実態の把握
- （３）市民意見の反映
- （４）プレゼンテーション
- （５）業務執行体制
- （６）実績
- （７）見積金額

## 1 4 その他

- （１）企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は提案者の負担とし、提出書類は一切返却しない。
- （２）企画提案はパワーポイント（パソコンは提案者側で持参）により、様式第３号に記載された配置予定者（管理責任者）がプレゼンテーションを行う。  
なお、持ち時間は１５分とする。その後５分以内程度で質疑応答を予定。
- （３）審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- （４）選定委員会にて最上位の提案と選考された提案者は、本市との本業務委託契約の締結権を有する。
- （５）企画提案に必要な関係資料を参加業者の必要に応じて貸与する。
- （６）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務実施に際してはコンサルタントとしての中立を遵守すること。
- （７）受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

## 1 5 事務局等について

本プロポーザルの実施は、伊勢崎市福祉子ども部社会福祉課を事務局として行なうものとする。

### 【問い合わせ先】

伊勢崎市福祉子ども部社会福祉課社会福祉係  
TEL 0270-27-2748（直通）小川・石原・山形